

## 第2章 第4期都筑区地域福祉保健計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念と目指す姿

**基本理念：**人ととの「**あい ささえあい わかちあい**」

**目指す姿：**「**あいが広まり、お互いにささえあい、地域がもつ力をわかつあえる  
地域づくり**」

生活利便性の高い都筑区には、ここで生まれ育ち、地域に愛着をもって暮らし続けている人から、都市居住地としての魅力に惹かれて転入してきた人、仕事の関係で転入してきた人など、多様な価値観やライフスタイルの人々が暮らしています。

生活する上で何かしらの支援が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けること、生活の中で起こりうる「困りごと」などに社会的な支援を受けつつ前向きに対応して、自分らしく生きていくことは、誰もが願うことです。

また、子育ての不安、高齢者の介護、障害のある人の社会参加、経済的困窮など、さまざまな課題を抱え、「生きづらさ」を感じている方が、社会から孤立することなく、地域の中で見守りながら、早期かつ継続的に支援を実施し、主体的に自立していくことを支えることも大切です。

都筑区では、人と人がつながるきっかけである「あい」をつくり、そのうえに「ささえあい わかちあい」ができるような人のつながりを広げていくという考え方から、『人ととの「あい ささえあい わかちあい』』を基本理念として、平成18年に策定した第1期計画から、これに基づいて、地域のお住いのすべての人を対象に、地域福祉保健計画を推進してきました。第4期計画を策定するにあたっても、この基本理念を引き継いでいきます。

#### ◆第1期から引き継いできた考え方

- ・どのようなサービスがあっても、必要な人に情報が届かなければ、利用につながりません。身近な地域でお互いが知り合い、つながりができる場や機会があれば、公的なサービスで対応できない困りごとの解決に結びついたり、孤立を防ぐことにつながる可能性があります。
- ・地域での活動が広まっている一方で、高齢者人口の増加など、今後増えていく支援が必要な人に対する、地域での見守り体制や課題解決に向けた取組が一層重要になってきます。

### 2. 計画の構成

都筑区地域福祉保健計画は、「区計画」と「地区別計画」により構成されています。

都筑区では、「区計画」は地区別計画や地域活動を支援するための取組や区域で進めるべき取組を中心とした内容としています。

「地区別計画」を15の連合町内会自治会・地区社会福祉協議会エリアごとに作成することとし、地区の課題の解決に向けた地域の主体的な取組を示す内容としています。

#### 都筑区地域福祉保健計画

区計画

区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが主体となってともに進める取組

「地区別計画の活動を支える取組」や、地域の方が主体の活動だけでは解決できない課題に目を向けた「区域全体の福祉保健の共通課題解決に向けた取組」を基本とします。

地区別計画

地域の課題に対して地域の方が主体となって進める取組

日々の生活で感じている課題のうち、福祉保健に関するものを中心とし、地域主体で解決を図っていくことを基本とします。

### 3. 第4期計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間とします。

### 4. 第4期計画の特徴

これまでの地域福祉保健計画での取組の振り返りや地域懇談会での意見、また区民意識調査や活動団体へのインタビューなどの結果に社会情勢等も加味し、第4期計画を策定しています。

#### ◆第4期計画と第3期計画との違い

第3期計画では、基本理念『人と人との「あい ささえあい わかちあい』のもと、都筑区のデータや特徴を踏まえ、分野ごとに取組を進めてきました。

第4期計画では、地域福祉保健を取り巻く状況の変化や第4期市計画が持つ「福祉保健分野の各計画を“地域”という視点で横断的につなぐ」という性質を踏まえ、様々な課題に分野を超えて対応できるよう、区計画を「地域」に主眼を置いた構成とするほか、これまで区計画で掲げてきた基本理念に基づいて、推進の柱を設定します。

また、支援が必要な人への取組について、明確にしたほか、地域人材の育成や地域の基盤である地域組織の充実、その取組を支援する区、区社協、地域ケアプラザの役割についても、記載しました。

第4期計画でもこれまで築き上げてきた成果を土台に、地域人材の育成や成年後見制度の利用促進など、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉保健の取組を一層、推し進めていきます。

#### ◆第4期計画への期待（活動団体インタビューより）

都筑区は、転入者が多く慣れ  
ない土地で顔見知りもないため、  
引きこもりがちになり、相当困った状  
態になるまで周りに助けを求められ  
ない人にも出会います。これからは、  
引きこもらせない・孤立させない取組  
を進め、困っている人を早めに見つけ  
て、手を差し伸べられるようにして  
いきたいです。

個々に取り組まれていた  
活動をつなげることで、地域の  
中に活動を広げ、地域の人のつながり  
をつくりました。これまでの取組を  
地道に継続させつつも、「地域の人々に  
とっていいと思うもの」に変化させて  
いくことが必要だと思います。

地域の活動は、自分の地域を  
大切に思い、住みやすいまちにする  
活動だと思います。活動する側・され  
る側、お互いに感謝する、これからの  
地域活動の場がそういう気持ちを育み  
地域の人人がつながるきっかけになると  
いいと思います。

子育ての輪が広がり、地域の皆  
さんとのつながりができました。子育  
て中の皆さんが応援してくださる誰  
かとつながる入口になれればと思いま  
す。今後は、子どもが生まれる前の  
妊娠期からのつながりづくりも  
大切にしていきたいと思います。

健康づくりは年齢・性別に  
関係なく、どなたでも取り組めます。  
私たちの活動趣旨は地域の人々が健康  
づくりに取り組むきっかけづくり・提供  
だと思います。今後は心の健康づくりも  
大切です。心の健康づくりを通して、人  
とのつながりの輪がさらに拡がる  
といいと思います。

## ◆地域福祉保健を取り巻く状況の変化（第4期市計画より）

○地域共生社会の実現に向けて（国の動向）

### （福祉ニーズの多様化と少子高齢化）

少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化、非正規雇用の拡大等、社会状況は大きく変化している一方で、社会的孤立や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中で、これまで対象ごとに整備が進められてきた公的支援が、今後、様々な課題に包括的に対応していくことが求められています。

### （地域を基盤とした支え合いの重要性）

また、改めて地域を基盤にした支え合いが注目され、福祉保健分野を問わず、様々な主体が協力して課題を解決する力を高めていくことが必要とされています。

国では、このような状況を踏まえ「地域共生社会の実現」を目標に掲げ、社会福祉制度の改革へ向けた様々な検討が進められています。

### ○地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と地域社会にある資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 改革の背景と方向性

○公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○個人や世帯の抱える複合的な課題等への包括的な支援

○住民の主体的な支え合いを育み暮らしに、安心と生きがいを生み出す

○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

○地域資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

### 地域課題の解決力の強化

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

○住民相互の支えあいの充実、公的機関と協働した地域課題解決に向けた体制の整備

○生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

○複合的な課題に対応する包括的相談支援体制の構築

○共生型サービスの創設

○地域福祉計画の充実

○市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

○多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備

○対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討

○社会福祉の枠を超えて、地域資源と丸ごとつながることで「循環」を生み出す、先進的取組を支援

○福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

## 地域丸ごとのつながりの強化

## 専門人材の機能強化



厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料より抜粋

#### ◆「我が事」

社会的孤立や制度の狭間の課題といった、地域で表面化している課題に対し、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識をもって主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育んでいくこと。

#### ◆「丸ごと」

「8050問題」や「ダブルケア」のように、多様化・複合化している生活課題に対し、高齢・障害といった分野を超えて包括的な支援を提供すること。

◆国における法改正・制度の見直しの状況（第4期市計画より）

○市町村地域福祉計画（平成29年6月改正社会福祉法）

「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等が規定されました。

○社会福祉法人の地域貢献（平成28年3月改正社会福祉法）

社会福祉法人においては、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。

○生活困窮者自立支援制度（平成27年4月施行生活困窮者自立支援法）

経済的に困窮し、社会保険制度と生活保護制度の間の段階で、これまで支援の狭間にあった方々の早期の自立を支援する第二のセーフティネットとして制度化されました。

○成年後見制度利用促進基本計画

（平成28年5月施行成年後見制度の利用の促進に関する法律）

平成29年3月に上記の法律を踏まえ、国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。また市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう、務めることとなっています。